

令和3年7月20日

保険薬局薬剤師 各位

(公社)富山県薬剤師会
会長 西尾 公秀

「専門医療機関連携薬局」の認定要件に係る
日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における
基幹施設調整依頼（マッチング）申請受付について

改正薬機法における、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る規定が、本年8月1日から施行されます。このうち、専門医療機関連携薬局については、がん等の専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行うこととされており、その認定要件（人的要件）として「学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置」が示されています。

厚生労働省は、専門医療機関連携薬局のがんに関する専門性を認定する団体として、日本医療薬学会と日本臨床腫瘍薬学会の2つの学会を公表しております。そのうち、日本医療薬学会では、「地域薬学ケア専門薬剤師制度」を構築、副領域の認定として「がん」を設定し、昨年より運用を開始しました。本制度では、昨年より5年間は、ある一定の条件を満たした研修希望者に対し過渡的措置による「暫定認定」を先に行い、その後研修を進める仕組みとなっております。

「地域薬学ケア専門薬剤師（副領域：がん）」の「暫定認定」申請要件は、

1. 日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」、日本病院薬剤師会・病院薬学認定薬剤師、日本薬剤師会 JPALS 認定薬剤師（クリニカルラダー5以上）のいずれかの認定を受けていること。
2. 実務経験を5年以上有すること。
3. 申請時に日本医療薬学会会員であること。
4. 学会発表（がん領域：筆頭）1回以上、もしくは論文発表（がん領域：筆頭）1報以上あること。
5. 学会等参加・発表単位を、20単位以上取得していること。
6. がん専門薬剤師集中講座を受講していること。
7. 上記の1～6の条件を全て満たすもので、本学会委員会の選考を経て、理事会で承認された者。

となっております。また、暫定措置は、2020年～2024年の申請分までで、1回目の更新までに、「地域薬学ケア専門薬剤師」としての新規認定申請時の要件を満たせば、認定の更新が可能ですが、満たせなければ、認定資格は消失することになります。

富山県では、富山大学附属病院、済生会高岡病院及び公立南砺中央病院（副領域：がんは含まず）が研修施設（基幹施設）となっております（詳細は日本医療薬学会ホームページ参照ください）。また、2020年～2024年の暫定期間を過ぎますと5年間の研修期間を経たからの認定取得になり、資格取得に莫大な時間・労力がかかることが予想されます。そこで、上記、暫定要件を満たす方がおられましたら、是非この機会に、ご検討いただきますようお願いいたします。

なお、本年度の申請期間は、**2021年8月29日（申込料振込は8月23日まで）**となっておりますので、日本医療薬学会ホームページ(<https://www.jsphcs.jp/nintei/shinsei/cc-shisetsu.html>)をご確認いただき、申請等の手続きをしていただきますようお願いいたします。また、手続きの一部については、各県薬剤師会が業務を請け負うことになっておりますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

問合せ先：富山県薬剤師会事務局 ☎076-420-5450